新行動計画の目的、目標及び役割について

新行動計画の目的、目標及び新行動計画が担う役割について、昨年10月12日開催「令和5年度第1回 外来種被害防止行動計画の見直しに係る検討会」(以下、「第1回検討会」とする。)において、以下 ①~④の方向性が決定した。

- ①「昆明・モントリオール生物多様性枠組」における 2030 年グローバルターゲット及び個別目標、「生物多様性国家戦略 2023-2030」の 2030 年目標である「『ネイチャーポジティブ(自然再興)』(=自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる(こと))を実現」の達成に貢献する。
- ②「生態系被害防止外来種リスト(以下、「リスト」とする。)のカテゴリ区分に応じて目標設定する。
- ③国単位、地域単位それぞれで目標設定する。
- ④外来種対策のより一層の強化に向けては、各主体が、外来種問題を認識する、理解するといった 段階にとどまることなく、より具体的な行動を起こしていくことが肝要となる。計画が担う役割 として、現計画の「広く社会に『外来種対策の<u>主流化</u>』をもたらす」というものから、「各主体に おける『外来種対策の実践』を引き出す」ことを意識するものとする。

①に関して、2030年までの生物多様性の損失の防止と反転に資する外来種対策とは、外来種による 国内生態系等への負の影響を減らすことであり、それはすなわち「未だ生じていない負の影響を引き 続き生じさせないこと」及び「既に生じている負の影響を軽減していくこと」である。

これを踏まえ、新行動計画を通じて目指すべき事項(=目的)として以下のとおり設定する。

▼新行動計画の目的

2030 年までに、国内の生態系等に負の影響をもたらす又はそのおそれのある外来種のうち未定着の種の定着を予防し、定着した種を防除することで、ネイチャーポジティブの実現に資する。

また、この目的を達成するために、以下の目標を設定する。

▼新行動計画の目標

① 定着していない外来種の定着予防に係る目標

国単位では、「定着予防外来種」のうち外来生物法に基づき特定外来生物に指定されている種について、国内に定着させない。また、「リスト未掲載かつ国内未定着の種で、目標達成期間中に国内定着の未然防止の観点から新たに特定外来生物に指定された種」についても同様に、国内に定着させない。

また、「定着予防外来種」のうち特定外来生物に指定されていない種については、本計画の目標達成期間 (※1) (2025 年 3 月~2030 年末) の定着数を、前計画の目標達成期間 (2015 年 3 月~2020 年末) の定着数に対して、50%以下とする。

地域単位では、域内に未定着であり生態系等に被害を及ぼし得る外来種 (※3) について、域内定着を防ぐ。

② 定着した外来種の防除に係る目標

国単位では、「総合対策外来種」のうち特定外来生物に指定されている種について、分布域を広げない。また、「リスト未掲載かつ国内に定着した種で、目標達成期間中に新たに特定外来生物に指定された種」についても同様に、分布域を広げない。

加えて、これらの種のうち、生態系、人の生命・身体又は農林水産業への影響が特に大きな種について、その影響軽減に向けた具体の管理目標を定め、それを達成する。また、「総合対策外来種」のうち、定着域が「生物多様性の保全上の重要度が高い地域」である種についても、その損失を止める観点から、生物多様性の保全上の重要度が高い定着域内における具体の管理目標を定め、それを達成する(※2)。

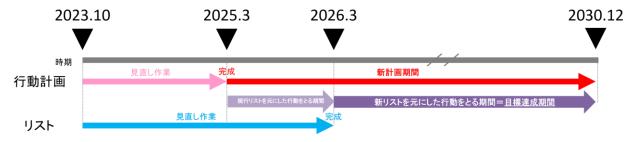
地域単位では、域内に定着しており、域内の生態系等に被害を及ぼす外来種のうち優先度の高い種(※3)について、その地域の地方公共団体において定めた管理目標の達成に努める。

また、国・地域で共通して、とりわけ定着初期の種を中心に、集中的な防除に取り組み、国内又は域内での根絶達成を図る。

(※1) 目標達成期間について

本年 10 月に行動計画及びリストの見直しに同時に着手したところであるが、行動計画は 2024 年度末(=2025 年 3 月:ピンク矢印)を目処に、リストは 2025 年度末(=2026 年 3 月:水色矢印)に見直しが終了する見込み。よって、国単位の目標に関しては、2024 年度末から 2025 年度末(薄紫矢印)までは現行リスト、2025 年度末から 2030 年(紫矢印)までは新リストを基に具体的に設定されることとなる。このことを踏まえて、新行動計画期間全体の目標達成度は 2025 年度末から 2030 年までの間(紫矢印)で計測することとする。

<計画期間と目標達成期間の関係性 イメージ>



(※2) 国単位の優先度の設定について

具体に管理目標を定める種及びその目標の内容については、2024 年度末にかけて、関係省庁及び地域の関係者間で議論し、定めることとする(2025 年度に新リストを踏まえて適宜更新)。なお、「生物多様性の保全上の重要度が高い地域」とは、自然公園法、自然環境保全法、種の保存法等の法令等において生物多様性の保全を図ることとされている地域及び保全を図ることとされている種の生息・生育地であって、特定外来生物により当該保全の対象となる生物に被害が生じている、又は生じるおそれが高い地域を想定する。

(※3) 地域単位の対策優先度等の設定について

地方公共団体に対して、定着を防止すべき外来種並びに 2030 年までの期間で優先的に対策すべき外来種及びその 具体の対策目標を整理するよう促していく。

さらに、これら目標の達成度を測定する指標として、以下のとおり設定する。

▼新行動計画の目標の達成度を測定する指標

①定着していない外来種の定着予防に係る指標

- 1) 国単位で計測 ※具体の数値目標を、括弧内のとおり定める(再掲)。
 - a.「定着予防外来種」で特定外来生物、リスト外で特定外来生物に指定された種の定着数(=0)
 - b. 「定着予防外来種」で特定外来生物以外の定着進度 (定着数の前期間比) (≦50%) [新リスト「『定着予防外来種』であり特定外来生物でない種」のうち定着した数(2025年3月~2030年末)] [現行リスト「『定着予防外来種』であり特定外来生物でない種」のうち定着した数(2015年3月~2020年末)] ≤ 0.5
- 2) 地域単位で計測 ※いずれも具体の数値目標は定めない。
 - a. 条例、リスト等により定着を防止すべき種を整理した地方公共団体数
 - b. a で整理された種の定着数

②定着した外来種の防除に係る指標

- 1) 国単位で計測 ※具体の数値目標を括弧内のとおり定める。
 - a. 「総合対策外来種」で特定外来生物、リスト外で特定外来生物に指定された種のうち、分布 拡大した種数 (2025 年 3 月以降に「新たに分布が確認された市区町村数」=0)
 - b. 「総合対策外来種」のうち特定種の管理目標を達成した種割合 (=100%)
- 2) 地域単位で計測 ※いずれも具体の数値目標は定めない。
 - a. 条例、リスト等により防除優先度や特定種の防除目標を整理した地方公共団体数
 - b. a で整理された防除目標を達成した種割合
- 3) 国及び地域の両単位で計測
 - a. 国内又は域内での根絶を達成した事例数

以上の目的及び目標を踏まえつつ、新行動計画が担うべき役割について、以下のとおり設定する。

▼新行動計画の役割

外来種対策を担う全ての主体による外来種対策の「<u>実践</u>」を誘発する。各主体が外来種対策に 関連した法制度、科学的知見等への理解を基に、自主的・主体的に対策を計画し、それを着実に 実行している状態を引き起こすことが望ましい。

※現計画の役割とされていた「外来種対策の<u>主流化</u>」は「外来種を取り巻く問題が国、地方自治体、事業者、NGO・ NPO 等の民間団体、国民等の多様な主体に広く認識され、各主体が各種政策や事業、行動等に外来種対策の観点を 盛り込み、計画的に実施するようになること。」と定義している。

さらに、「実践」すべき具体的な対策内容は、各主体の外来種との関与の状況や責務の程度により大きく異なることから、主体区分毎に理想的な行動状態を示した「あるべき姿」を定めることとする (詳細は議題4で整理)。

(参考1) 関連する計画の目標及び指標の比較

	昆明・モントリオール生物多様性枠組	生物多様性国家戦略 2023-2030	新外来種被害防止行動計画
計画	2022. 12~2030. 12	2023. 3~2030. 12	2025. 3~2030. 12
目標	Eliminate, minimize, reduce and or mitigate the impacts of invasive alien species on biodiversity and ecosystem services by identifying and managing pathways of the introduction of alien species, preventing the introduction and establishment of priority invasive alien species, reducing the rates of introduction and establishment of other known or potential invasive alien species by at least 50 per cent by 2030, and eradicating or controlling invasive alien species, especially in priority sites, such as islands. 【仮訳】外来種の導入経路を特定及び管理し、対策優先度の高い侵略的外来種の導入を及び定着を防止し、他の既知又は潜在的な侵略的外来種の導入率及び定着率を 2030 年までに 50%以上削減するとともに、特に島嶼などの重要度の高い場所における侵略的外来種の根絶又は管理によって、侵略的外来種による生物多様性と生態系サービスへの影響を除去、最小化、低減及び、又は緩和する。	汚染の削減(生物多様性への影響を減らすことを目的として排出の管理を行い、環境容量を考慮した適正な水準とする)や、侵略的外来種による負の影響の防止・削減(侵略的外来種の定着率を50%削減等)に資する施策を実施する。	① 定着していない外来種の定着予防に係る目標 国単位では、「定着予防外来種」のうち外来生物法に基づき特定外来生物に 指定されている種について、国内に定着をさせない。また、「リスト未掲載かつ国内未定着の種で、目標達成期間中に国内定着の未然防止の観点から新たに特定外来生物に指定された種」についても同様に、国内定着をさせない。また、「定着予防外来種」のうち特定外来生物に指定されていない種については、本計画の目標達成期間(2025年3月~2030年末)の定着数を、前計画の目標達成期間(2015年3月~2020年末)の定着数に対して、50%以下とする。地域単位では、域内に未定着であり生態系等に被害を及ぼし得る外来種について、域内定着を防ぐ。② 定着した外来種の防除に係る目標 国単位では、「総合対策外来種」のうち特定外来生物に指定されている種について、分布域を拡げない。また、「リスト末掲載かつ国内に定着した種で目標達成期間中に特定外来生物に指定された種」についても同様に、分布域を拡げない。また、「リスト末掲載かつ国内に定着した種で目標達成期間中に特定外来生物に指定された種」についても同様に、分布域を拡げない。かえて、これらの種のうち、生態系、人の生命・身体又は農林水産業への影響が特に大きな種について、その影響軽減に向けた具体の管理目標を定め、それを達成する。また、「総合対策外来種」のうち、定着域が「生物多様性の保全上の重要度が高い定着域内における具体の管理目標を定め、それを達成する。地域単位では、域内に定着しており、域内の生態系等に被害を及ぼす外来種のうち優先度の高い種について、その地域の地方公共団体において定めた管理目標の達成に努める。また、国・地域で共通して、とりわけ定着初期の種を中心に、集中的な防除に取り組み、国内又は域内での根絶達成を図る。
指標	・Rate of invasive alien species establishment 【仮訳】侵略的外来種の定着割合 ※別途バイナリー指標が設定される見込み	・侵略的外来種の新規定着率(2030 年時点の「生態系被害防止外来種リスト掲載種及び特定外来生物に指定されている種のうち、2021 年以降に新規に定着した種数」/2030 年時点の「生態系被害防止外来種リスト掲載種及び特定外来生物に指定されている種のうち、2011-2020 年の間に新規に定着した種数」とする(毎年))・ヒアリの定着地点数(環境省が実施する全国の65 港湾におけるヒアリの調査結果等と発見時の防除作業等を踏まえて定着地点を算出する。(毎年))・特定外来生物の根絶宣言数(外来種の定着抑止にかかる行動の成功について、特定外来生物の根絶宣言数を把握する。地域根絶を含む。(随時)・外来生物法に基づく防除の公示・確認・認定件数(外来法に基づく防除の実施状況について把握する(毎年))・地方自治体における外来種に関するリストの作成と条例の策定数(外来種の規制に関する行動状況の広がりについて、外来種に関するリスト・条例数を把握する(毎年))	①定着していない外来種の定着予防に係る指標 1) 国単位で計測 ※具体の数値目標を括弧内のとおり定める。 a. 「定着予防外来種」で特定外来生物、リスト外で特定外来生物に指定された種の定着数 (=0) b. 「定着予防外来種」で特定外来生物以外の定着進度 (定着数の前期間比) (≦50%) 2) 地域単位で計測 ※いずれも具体の数値目標は定めない。 a. 条例、リスト等により定着を防止すべき種を整理した地方公共団体数b. a で整理された種の定着数

現時点で把握されている外来種

<新行動計画の目標>

- (A) 国内定着をさせない。
- (B) 当該計画の目標達成期間 (2025 年度末~2030 年末) の定着割合を、前計画の目標達成期間 (2015 年 3 月~2020 年末) の定着割合に対して、50%以下とする。
- (C) 定着域を広げない。また、生態系、人の生命・身体又は農林水産業への影響が特に大きな種について、具体の管理目標を定め、それを達成する。
- (D) 定着域が「生物多様性の保全上の重要性が高い地域」である種について、当該地域における具体の管理目標を定め、それを達成する。
- (E) 定着初期の種を中心に、国内又は域内での根絶達成を図る。